

労働者派遣基本契約書(案)

支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 ○○ ○○(以下「発注者」という。)と、株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○(以下「受注者」という。)とは、「一般事務派遣(神戸地方気象台業務支援)(単価契約)」について、受注者とその労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に基づき、発注者に派遣するにあたり、以下のとおり基本契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 本契約は、受注者が、労働派遣法及び本契約に基づき、受注者の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という。)を発注者に派遣し、発注者が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させ、発注者はその給付対価として受注者に代金を支払うことを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本契約期間は、「労働者派遣個別契約書」のとおりとする。また、本契約に定める事項は特に定めのない限り、本契約の有効期間中、発注者と受注者の間において別途締結する労働者派遣個別契約について適用する。

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係わる受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(個別労働者派遣契約の締結)

第5条 発注者と受注者は、受注者が発注者に労働者派遣を行う都度、本契約に基づき労働者派遣個別契約(以下「個別契約」という。)を締結する。当該個別契約には、労働者派遣法の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他の必要な事項について規定するものとする。

(派遣先責任者)

第6条 発注者は、職員の中から派遣先責任者を選任するものとする。派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第7条 受注者は、自己の雇用する労働者の中から派遣元責任者を選任するものとする。派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第8条 発注者は、職員の中から指揮命令者を選任するものとする。指揮命令者は、業務の処理について、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

(適正な就業条件の確保)

第9条 受注者は、発注者が派遣労働者に対し、個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し適切な労務管理を行い、発注者の指揮命

令等に従って職場の秩序・規律・企業秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

- 2 発注者は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約及び個別契約に定める就業条件を守り、当該派遣就業が円滑に行われるよう努めなければならない。

(適正な労働者の派遣義務)

第10条 受注者は、本契約の目的を達成するために必要な資格、能力、知識、技術、技能、健康、経験等があり、派遣就業の目的を達する適正な労働者を発注者に派遣しなければならない。

- 2 発注者は、派遣労働者が前項の目的達成に必要な要件を欠いていると認めるときは、代替要員の派遣を求めることができる。派遣労働者が当該要件を欠くに至った場合も同様とする。

(代替要員の確保)

第11条 受注者は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれがある場合は、直ちにその欠員の補充を行わなければならない。ただし、発注者においてその必要がない旨受注者に連絡した時はこの限りではない。

(二重派遣及び雇用の禁止)

第12条 受注者は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を発注者に再派遣してはならない。

- 2 発注者は、受注者から派遣を受けた派遣労働者を第三者に対して再派遣してはならない。
- 3 発注者は、派遣契約期間中は、受注者の派遣労働者を雇用してはならない。

(派遣料金)

第13条 本派遣料金は、「労働者派遣個別契約書」のとおりとし、これに消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。ただし1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 派遣労働者が、欠勤、遅刻、早退、年次有給休暇の取得により、個別契約に定める就業時間に就労しなかったときには、受注者は、当該時間分の派遣料金を発注者に対して請求することができない。
- 4 経済変動、諸経費の変動等により派遣料金を改定する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、本派遣料金を改定することができるものとする。
- 5 受注者は、自己の責に帰すべからざる事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合は、発注者に対し派遣料金の請求ができるものとする。

(派遣料金の支払)

第14条 受注者は、毎月末に発注者の指定する職員による派遣労働者勤務の検査確認を受け、当該月分の派遣料金を翌月に発注者へ請求するものとする。

- 2 発注者は、前項による適法な支払請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に請求金額を受注者へ支払うものとする。
支払時期等については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」の定めるところによる。

(支払遅延)

第15条 発注者は、約定期間内に代金の支払いをしないときは、受注者に対して、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前条の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

代金の支払における端数計算は、「国等の債権債務等の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)」の定めるところによる。

(権利義務の譲渡)

第16条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を、発注者の承諾なく第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(損害補償)

第17条 受注者は、派遣労働者が派遣業務の遂行に伴い故意又は過失により、発注者に対し損害を与えたときはその損害に対し責を負うものとする。ただし、派遣労働者の故意または過失による損害が指揮命令者その他発注者が使用する者(以下、本条において「指揮命令者」という。)の派遣労働者に対する指揮命令等(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。)により生じたと認められる場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意または過失と指揮命令者の指揮命令等との双方に起因するときは、発注者と受注者が協議して損害の負担割合を定めるものとする。
- 3 発注者は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、速やかに、受注者に書面で通知するものとする。

(秘密保持及び規律の遵守)

第18条 受注者は、本契約の履行にあたり知り得た発注者に関する全ての事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、派遣労働者に対し前項の趣旨を徹底させるとともに、発注者の規律等を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定に反する行為に対し責を負うものとする。

(苦情処理)

第19条 発注者は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を受注者に通知し、受注者との密接な連携の下に、迅速かつ適切な処理を図るものとする。

(契約の解除)

第20条 発注者と受注者は、相手方が正当な理由なく本契約の各条項に定める履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(派遣契約の解除)

第21条 発注者は、自己のやむを得ない事情により派遣契約の継続を必要としなくなったときは、予め1ヶ月前までに文書により受注者に通知することにより、残余の派遣契約期間の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合、発注者は、「派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号、最終改正令和2年厚生労働省告示第346号)」第2の6派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に従い対処するものとする。

(契約解除の制限)

第22条 発注者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、契約を解除することはできない。

(違約金)

第23条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合、解除部分(年間の予定時間から既納部分を除く)に対する時間に単価を乗じた合計金額の100分の10に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。ただし、発注者の都合により契約を解除する場合及び発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、年

間の予定時間に単価を乗じた合計金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(協議解決)

第25条 本契約又は派遣契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争または疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して円満な解決を図るものとする。

(合意管轄)

第26条 この契約の訴訟は、大阪地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者・受注者双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

発注者 大阪市中央区大手前4丁目1番76号
支出負担行為担当官
大阪管区気象台長 ○○ ○○

受注者 ○○県○○市○○町1丁目2番3号
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○